

総務教育常任委員会

委員長 根本 光治

平成28年第4回定例会において付託された6議案の主な審査概要並びに結果について報告します。

議案第87号稲敷市一般職の任期付職員を採用等に関する条例の制定については、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律の規定に基づき高度化・専門化の進む行政ニーズに応えるため、弁護士等の専門的な知識・経験を有し、高度な専門性を備えた民間の人材を確保するため、任期を定めて職員採用が可能となるよう、必要となる事項を新たに定めることの説明がありました。

議案第88号稲敷市議会議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例及び稲敷市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正についての質疑では、委員からは、議会からの要望により、選挙ポスター1枚当たりの限度額1、928円を1、000円に引き下げたことの経緯を踏まえ、より適正な公費負担の在り方を図る為、事前に議会へ協議するよう要望が述べられました。

議案第89号稲敷市職員の給与に関する条例等の一部改正については、人事院勧告に伴い給料表を平均0.2%程度引上げるとともに、勤勉手当の支給割合の改定を行い、常勤特別職、教育長、及び議会議員の期末手当の支給割合を改めることの説明がありました。

議案第92号稲敷市立学校設置条例の一部改正については、平成29年4月1日に、稲敷市立あすま南小学校が閉校することに伴い、稲敷市立あすま東小学校に再編するため、条例の一部を改正することの説明がありました。

議案第93号平成28年度稲敷市一般会計補正予算第6号では、財政課からは、既定の歳

入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ4億3、869万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ219億7、964万9千円とするものの説明がありました。

歳出補正の主なものは、総務費では、ふるさと応援寄附金事業、庁舎再編事業及び人口減少対策事業、民生費では、国の補正予算に係る臨時福祉給付金給付事業、土木費では、道路維持補修及び公共下水道事業特別会計繰出金、諸支出金では、ふるさと応援寄附金を基金に積み立てることの説明がありました。

委員からは、総務課所管の役務費で通信運搬費の増額補正、庁舎等の施設維持管理費に係る光熱水費等の需用費について、質疑があり、当初予算で十分な計上ができなかったこととの答弁がありました。これは、当初予算編成時の積算が、実態に即していないものであり、過年度の実績を踏まえ、適正な積算に努めるよう意見が述べられました。

また、公共施設再編室所管の庁舎再編事業の工事請負費、東支所改修工事について質疑があり、消防との協議や工事を施工している中で、新たな補修箇所が発生したためとの答弁があり、委員からは、積算漏れがないよう事業を執行すると共に、高額な増額補正を要する場合は、事前に現地の状況を説明する等、事態の経緯とその原因を明確にするよう意見が述べられました。

議案第100号工事請負契約の締結については、公共施設再編室発注の桜川地区センター新築工事の請負契約を締結するもので、一般競争入札の結果、細谷・松浦特定建設工事共同企業体が落札し、契約金額は税込で、3億9、312万円であることの説明がありました。

付託された6議案全て原案可決すべきものと決定しました。

市民福祉常任委員会

委員長 若松 宏幸

第4回定例会において付託された6議案並びに請願2案件に関する主な審査経過と概要について報告します。

議案第90号 稲敷市税条例等の一部改正については、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律が一部改正されたことに伴い、必要な条例の整備を行うものでありとの説明がありました。

議案第91号 稲敷市国民健康保険条例の一部改正については、個人市民税で分離課税される特例適用利子及び配当等の額を、国民健康保険税の所得割の算定及び軽減判定に用いる総所得金額に含めるため、附則第13項と、第14項を追加するものであるとの説明がありました。

議案第93号 平成28年度稲敷市一般会計補正予算(第6号)の当委員会所管部分については、歳出の主なものは、定期人事異動による職員構成の変動によるものと、成人保健事業において、健診後の保健指導の更なる充実を図るため、栄養指導に携わる管理栄養士を、非常勤職員として任用するための経費及び、臨時福祉給付金(経済対策分)の給付事業並びに、生活のしづらさなどに関する調査事業に関する増額補正であるとの説明がありました。

議案第94号 平成28年度稲敷市国民健康保険特別会計補正予算(第

3号)では、既定の予算額に、1億228万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を66億4、366万2千円とするものであり、歳出の主なものとしては、医療費の伸びによる一般被保険者の高額療養費6、400万円であり、前年度繰越金をこれに充てるものであるとの説明がありました。

議案第96号 平成28年度稲敷市介護保険特別会計補正予算(第3号)では、既定の予算額に歳入歳出それぞれ220万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億5、229万8千円とするものであり、地域包括支援センター職員給与の調整によるもの、並びに地域支援事業費に係る包括的支援事業費の変更によるものであるとの説明がありました。

議案第98号 平成28年度稲敷市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)では、既定の予算額に歳入歳出それぞれ70万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を8億9、714万3千円とするものであり、歳出の主なものとしては、給与改定及び、職員構成の変動による仁賢人件費の増額補正であるとの説明がありました。

審査の結果、今定例会に提出された6議案は、全て全会一致により原案可決すべきものと決定し、請願第2号並びに請願第3号は、全会一致により原案不採択とすべきものと決定いたしました。

産業建設常任委員会

委員長 篠田 純一

第4回定例会において付託された7議案に関する主な審査概要並びに結果について報告します。

議案第93号の平成28年度稲敷市一般会計補正予算(第6号)の審査では、被災農業者支援対策事業について質疑が交わされ、台風により被害を被ったハウス4棟の再建に対する事業であること。また、農業共済との重複での支援はできないことが説明されました。都市農村交流事業における修繕費に対する質疑では、稲敷直売所における給水ポンプ修繕のためとの答弁がありました。

議案第95号の平成28年度稲敷市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)の審査では、委員からは、一般会計繰入金状況について質疑があり、ここ数年の繰入金額については微増しているが、公債費については、来年度以降増えていくことが予想される旨の説明がされました。また、今後の人口減少等を踏まえ、合併浄化槽の整備と併せ整備計画を推進していくとの答弁がありました。

議案第97号の平成28年度稲敷市基幹水利施設管理事業特別会計補正予算(第1号)の審査では、平成27年度会計の精算によ

る繰越金49万8千円に対する補正であり、歳出として同額を一般会計への繰り出し金とするとの説明がありました。

議案第99号の平成28年度稲敷市水道事業会計補正予算(第1号)の審査では、委員からは、公営企業会計新システム導入にあたって従来システムとの経費差額について質疑があり、新システムに更新した場合、災害に対する安全性が高くなるクラウド型を採用するため費用も増加するとの答弁がありました。

議案第101号の市道路線の認定についての審査では、市道(江)3578号線ほか2路線について詳細な説明が行われました。

議案第102号の市道路線の変更についての審査では、市道(江)1415号線ほか5路線について詳細な説明が行われました。

議案第103号の市道路線の廃止についての審査では、市道(東)582号線の廃止について質疑が交わされ、当該市道は、未供用であることから廃止しようとするものであることが説明され、また、市道の払い下げにあたっては、隣接地の地権者から同意を得ていることが答弁されました。

審査の結果、議案7件について、全会一致により可決すべきものと決しました。

入札問題等調査特別委員会

委員長 根本 光治

稲敷市の入札制度における諸問題については、二度に渡って入札に関する特別委員会が設置され、詳細な調査が行われ改善要望事項が示されました。

それにもかかわらず、一向に入札制度における不信感が払拭されることはなく拡大し、さらには、平成27年度中11月までの入札において、最低制限価格と1円単位で同額の入札結果が7件も発生していることから、市議会としても、このような状況を看過することはできないと

し、平成27年第4回定例会(12月)にて「公平、公正で透明性の高い入札制度の推進を求める決議」が可決され、入札問題等調査特別委員会を設置するに至り、計8回に渡って委員会が開催されました。また、調査に際しましては、市内事業者の皆様アンケート調査のご協力をいただきました。

アンケート調査を含め様々な調査の結果を踏まえ、当委員会としては、市長の責任者としてのトップマネジメントが欠如していることにより、入札の方向

性が示されていないことが問題であり、事業者、市民の皆様が稲敷市入札制度への不信感を払拭するためにも、ランダム係数入札の復活など信頼を回復するための対応を含め、市長の強いリーダーシップの発揮による稲敷市の入札執行体制の見直し、併せて市発注工事に係る市の工事管理改善を要請しました。

また、今般、稲敷市が取り組むべき最大の課題は、地場産業の育成であり、行政が投資した資金が、地域内で循環し地元企業の育成及び地域経済の活性化につながるよう努められたい。一方、私たち市議会としても襟を正し、市発注業務入札に対して政治倫理条例の抜け道を使うような行動を厳に慎み、自らを律する姿勢を示さなければなりません。

最後に、市長を先頭に執行部においては、今後も市入札制度に対する市民の皆様、事業者の皆様への信頼回復に向け、制度の適正な執行、見える形での改善に努められるよう強く要望します。